



ボラって

い〜ね

詳しくは中面をご覧ください！

今月号は…「介護サポーター」として活躍されている方をご紹介します！



ささき よしこ
佐々木 美子さん

(デイサービスでボランティア中です)

現在91歳の佐々木さん！とってもパワフルな女性です😊
以前より地域の老人クラブなどで活動されていましたが、クラブ以外の曜日に「なにか人の役に立つことがしたい！」と思ったのがきっかけで、3月に介護サポーターに登録、4月4日(火)からボランティア活動を開始されました。

活動時間は午後の1時間半程で、内容は食器洗いと茶話会の準備です。
食器洗いでは、コップが60個程あったそうですが、「家でも行っていて慣れている作業だったので、あっという間に終わった」と仰っていました。凄いですね！

活動時間や内容は、施設の方と相談しながら調整しているので、帰宅後も疲れることなく過ごせたとのこと。

「いろいろな人と出会えたりすることが楽しい」「さらに新しいことにチャレンジしていきたい」と笑顔でお話しされていたことが印象的でした



65歳以上の
みなさん！

介護サポーター

になりませんか

この事業は、ボランティア活動を通して、みなさんの「社会参加」と「介護予防」につなげることを目的としています。

札幌市内に住民登録がある65歳以上の方で、要介護認定(要介護1~5)を受けていない方が対象です。



対象となる活動（活動例）

- ・お茶出し
- ・お話し相手
- ・散歩の付き添い
- ・身だしなみの補助
- ・囲碁や将棋の相手
- ・趣味活動の手伝い
- ・演芸披露
- ・行事の手伝い
- ・レクリエーションの手伝い

対象となる施設

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症カフェ（札幌市認知症カフェ認証事業実施要綱第2条第2項に定める札幌市認知カフェに限る）
※併設されている通所サービスを含む。
※介護サポーターの受入をしている施設に限ります。

登録・活動の流れ（1回の受講でご登録できます）

1 登録説明会参加

申込先▶ ボランティア活動センター

2 登録

ポイント手帳をお渡しします



3 サポーターとして活動

活動後、手帳にスタンプが押され、ポイントがたまります

4 ポイント交換 期限内に申請

ためたポイントを1月末までに申請

このポイントは

2時間未満の活動 = 1ポイント
2時間以上の活動 = 2ポイント

ポイント交換
の上限は

1日2ポイントを限度とし、
年間50ポイントを上限

1ポイント=100円

「介護サポーター登録説明会」の日程

- ・令和5年5月18日（木）： 14:00~15:30
 - ・令和5年6月22日（木）： 14:00~15:30
（上記2日の説明会場）： 札幌市社会福祉協議会 札幌市中央区大通西19丁目1-1
札幌市社会福祉総合センター4階
 - ・令和5年7月7日（金）： 14:00~15:30
（7月7日の説明会場）： 手稲区民センター3階 視聴覚室 手稲区前田1条11丁目1-10
- お申込・お問い合わせ： 札幌市社会福祉協議会 ボランティア活動センター TEL623-4000
札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター4階

「介護サポートポイント事業」受入施設 一覧表（手稲区所在）

・特別養護老人ホーム	愛輪園	：	西宮の沢4条3丁目3-40	683-5521
・介護老人福祉施設	幸寿園	：	手稲本町3条4丁目2-35	691-8833
・特別養護老人ホーム	手稲ロータス	：	稲穂3条6丁目7-5	685-8181
・手稲ゆうゆう	通所介護事業所	：	稲穂5条2丁目6-5	685-9404
・介護老人保健施設	手稲あんじゅ	：	稲穂5条2丁目6-1	685-8200
・手稲あんじゅ	通所リハビリテーション事業所	：	稲穂5条2丁目6-1	685-8200
・特別養護老人ホーム	神愛園手稲	：	手稲金山131-4	681-3092
・介護老人福祉施設	手稲つむぎの杜	：	前田2条10丁目1-7	685-3726
・手稲溪仁会	デイサービスつむぎ	：	前田2条10丁目1-7	685-2568
・手稲溪仁会	デイサービス織彩	：	前田2条10丁目1-7	685-3328
・小規模多機能型居宅介護	つむぎ	：	前田3条9丁目2-7	686-0300
・小規模多機能型居宅介護『さくら丘』	手稲	：	前田9条10丁目2-12	688-5203
・特別養護老人ホーム	札幌市稲寿園	：	曙5条2丁目2-21	682-2160
・札幌市稲寿園	デイサービスセンター	：	曙5条2丁目2-21	682-2160
・特別養護老人ホーム	あすかHOUSE手稲	：	曙11条1丁目7-7	685-8000
・デイサービス	あすかHOUSE手稲	：	曙11条1丁目7-7	685-8000
・特別養護老人ホーム	ていね大空	：	曙11条2丁目3-10	684-5839
・デイサービスセンター	ていね大空	：	曙11条2丁目3-10	684-5839
・介護老人福祉施設	ライフほしおき	：	星置1条4丁目2-10	694-6668
・介護老人福祉施設	ほくと	：	手稲山口550-2	681-5556
・小規模多機能	ゆい	：	西宮の沢3条2丁目5番20号	662-5550



※ コロナの影響で、受入を中止している施設もありますので、
あらかじめ電話でご確認のうえ、ご活動ください。



●お問い合わせ先

札幌市社会福祉協議会 ボランティア活動センター TEL (623-4000)

札幌市中央区大通西19丁目1番1号 札幌市社会福祉総合センター4階

令和5年度 ボランティア活動センター 講座のお知らせ

札幌市社会福祉総合センターでは、市民向けボランティア講座のほか、日々の生活で役立つ各種講座を開催しています。「令和5年度札幌市社会福祉協議会講座一覧」を各区社協と下記センターにて配布していますのでぜひご覧ください。

お問合先：札幌市社会福祉協議会
ボランティア活動センター
TEL：011-623-4000
FAX：011-623-0004



ボランティア活動 センターより

みなさま、はじめまして。前任の前田よりボランティア担当を引継ぎました(片山あき子)と申します。よろしくお願いたします。

5月からはコロナも5類に引き下げられ、ボランティア活動方法も徐々に変化していく時期になります。活動を再開しようかな、とお考えの方、新たにやってみようかな、とお考えの方、何かご不明な点等ございましたら下記までぜひお問合せ下さい。

札幌市手稲区ボランティア活動センター（札幌市手稲区社会福祉協議会）

札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 手稲区民センター1階
TEL：011-681-2644 FAX：011-684-8560 【担当 片山】

令和5年度 後見人養成研修 事前説明会のお知らせ

令和5年度 札幌市市民後見人養成研修「事前説明会」

成年後見制度は、家庭裁判所が選任した親族や弁護士などが、対象者の身上保護(介護サービス利用契約など)や財産管理(預金の出し入れなど)を行うものです。

近年、社会貢献への関心の高い一般市民が一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されており、札幌市でも研修を受講した市民後見人が活動しています。

令和5年度の市民後見人養成研修開催にあたり、事前説明会を開催しますので、ぜひご参加ください(なお、事前説明会への参加は、養成研修の受講要件となります)。

日時	6月24日(土) 13時30分～16時00分
場所	札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室
定員	180名(先着順)
費用	無料
申込期間	5月25日(木)8時00分～6月15日(木) ※定員に達した場合は、締切日前でも受付を終了する場合があります。
内容	専門職による説明、職員による説明 ※成年後見制度の概要説明を目的とした講演では ありませんのでご注意ください。

<お申し込み・お問い合わせ先>

- ホームページからお申し込みください。 [札幌市 お申し込み 検索](https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/formList.html)
<https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/formList.html>
- インターネット環境がない方はお電話でお申し込みください。
札幌市コールセンター TEL:011-222-4894(年中無休/8時00分～21時00分)

養成研修受講の注意事項

- 養成研修の受講は、以下の要件を満たすことが条件となります。
 - ・事前説明会に出席し、趣旨を理解し賛同している
 - ・札幌市に住民票があり、実際に居住している
 - ・原則として指定したすべての養成研修を受講することが可能である
 - ・後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していない(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、精神保健福祉士の有資格者は、当該団体等で養成研修の受講が可能のため、市民後見人養成研修の受講対象とはなりません)
 - ・現在、親族以外の方の成年後見人等として活動していない
 - ・成年後見制度や社会福祉活動に意欲と熱意をもち、市民後見人として活動する意欲があり、活動できる
- 事前説明会後に養成研修の受講応募を行い、選考の上で、養成研修の受講者を決定します。